

離職者等再就職訓練事業（長期高度人材育成コース）
業務委託に係る企画提案募集要領

令和6年11月

山梨県立就業支援センター

1 業務の目的

本事業は、求職者に必要な多様な職業訓練の受講機会を確保するため、民間教育訓練機関や民間事業主等の幅広い教育訓練資源を最大限に活用し、職業能力開発を図り、再就職を促進するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

離職者等再就職訓練事業（長期高度人材育成コース）業務委託

(2) 業務内容

別紙

「令和7年度離職者等再就職訓練事業「介護福祉士養成コース」仕様書」

「令和7年度離職者等再就職訓練事業「保育士養成コース」仕様書」

「令和7年度離職者等再就職訓練事業「調理師養成コース」仕様書」

「令和7年度離職者等再就職訓練事業「美容師養成コース」仕様書」

（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託費上限額

各「仕様書」に記載のとおり

(4) 契約期間

契約期間は、訓練開始月から定着支援に係る就業状況報告の報告期日（訓練終了日の翌日から起算して290日以内）までとする。

3 企画提案に係る日程（予定）

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年11月 6日（水） |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和6年11月14日（木）午後3時 |
| (3) 質問書提出期限 | 令和6年11月20日（水）午後5時 |
| (4) 質問回答 | 令和6年11月22日（金）まで随時 |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年11月28日（木）午後5時 |
| (6) 選定委員会 | 令和6年12月 5日（木） |
| (7) 選定結果通知発送 | 令和6年12月 6日（金） |

4 提案参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 「委託訓練受託要件」をすべて満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- (6) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

5 企画提案への参加手続等

企画提案への参加を希望する者は、「(1)企画提案への参加表明」に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 企画提案への参加表明

次に掲げる参加表明書及び添付書類を、各1部提出すること。

ア 参加表明書（様式1）及び(別添)応募資格チェック表

イ 受託希望コースに係る過去の就職率調査票（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 県税に未納がないことの証明書

※山梨県総合県税事務所、地域県民センター総合窓口及び県庁税務課発行のもの
（写し不可。申請日前3ヶ月以内のもの）

オ 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書

※税務署発行のもの（写し不可。申請日前3ヶ月以内のもの）

※物品等入札資格者名簿に登録されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合において、ウ・エ・オの提出は不要とする。

※また、誓約書（様式3）については、国・地方公共団体・地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等に該当する場合、提出は不要とする。

(2) 参加表明書の提出期限

令和6年11月14日（木）午後3時

(3) 提出先

山梨県立就業支援センター 離転職・障害者訓練スタッフ（担当：大森、幡野）

・所在地 〒400-0026 山梨県甲府市塩部4-5-28

・電話 055-251-3210

・メールアドレス（所属）shugyo@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（いずれも提出期間内必着）とする。電子メールの場合は、後日原本を提出（郵送可）すること。

(5) その他

参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「辞退届出書」（任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今度、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

6 企画提案に係る質問

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式4）に記載のうえ、電子メールにて次のメールアドレスに送付すること。

山梨県立就業支援センター 離転職・障害者訓練スタッフ（担当：大森、幡野）

・メールアドレス（所属）shugyo@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年11月20日（水）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和6年11月22日（金）までに山梨県立就業支援センターホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/shugyo/>）に掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

ア 山梨県離職者等再就職訓練事業受託申請書 様式1号から8号

・様式第7号については、記入例を参考に項目ごとに作成すること。項目の追加は可。

・見積額は委託費上限額の範囲内とすること。

イ 養成施設認定証の写し、学則、授業料規定、学校案内等の資料

ウ 文部科学大臣に職業実践専門課程として認定されたことが分かる書類

エ 訓練コースの年間スケジュール表（年次ごとの概要）（様式は任意）、シラバス等
オ 受講者自己負担額の内訳（年次ごとの詳細）（様式は任意）

カ 有料職業紹介事業許可書又は無料職業紹介事業届出書の写し

- ・ その他「委託訓練受託要件」、「仕様書」を参照のこと。

(2) 企画提案書作成にあたっての留意点

提出書類は、原則として、A4版で作成し、文字は日本語表記で10.5ポイント以上、縦型、横書き、左綴じ（A3版 折込可）、両面印刷（ただし構成上必要な部分においては片面でも良い）

(3) 提出方法及び提出部数

提出方法は、持参、郵送又は電子メール（いずれも提出期間内必着）とする。

- ・ 「紙媒体の場合」 提出部数4部（正本1部、副本（コピー）3部）
- ・ 「電子データの場合」 次の要件をすべて満たす場合に限る。
 - ①PDF形式の電子データであること。
 - ②事業者が電子送付する申請書等に発行責任者及び担当者の氏名、連絡先があり、後日、その内容について確認ができること。
 - ③山梨県立就業支援センターのメールアドレスあてに送信すること。

※上記の要件を満たす場合は、印影がない場合も有効なものとして扱う。

(4) 提出期限

令和6年11月28日（木）午後5時

※受付は、土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 提出先

山梨県立就業支援センター 離転職・障害者訓練スタッフ（担当：大森、幡野）

- ・ 所在地 〒400-0026 山梨県甲府市塩部4-5-28
- ・ 電話 055-251-3210
- ・ メールアドレス（所属）shugyo@pref.yamanashi.lg.jp

8 審査方法・基準

- (1) 審査は、企画提案審査委員会が行う。
- (2) 企画提案の評価項目と各項目に対する配点は、別添1「企画提案評価基準表」とおりとし、評価得点が第1位の者を契約締結候補者として選定する。
- (3) 評価得点が第1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に選定しないことがある。
- (4) 提案に関して、談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合には、その者の提案は無効とする。

9 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約

(1) 契約の方法

評価得点が第1位の契約締結候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、第1位の契約締結候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除する。

11 その他

- (1) 本企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本企画提案募集の実施についての説明会は行わない。
- (3) 提出された書類は返却しない。

12 問い合わせ先

山梨県立就業支援センター 離転職・障害者訓練スタッフ（担当：大森、幡野）

- ・所在地 〒400-0026 山梨県甲府市塩部4-5-28
- ・電話 055-251-3210
- ・メールアドレス（所属）shugyo@pref.yamanashi.lg.jp

別添 1

企画提案評価基準表											
長期高度人材育成コース審査票		(コース)									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事前チェック</p> <p><input type="checkbox"/> 提出書類が全て揃っており、記載漏れもない</p> <p><input type="checkbox"/> 全部の書類を通じて記載事項に矛盾がなく、訓練実施体制やカリキュラムに無理がない</p> </div>											
審査員氏名											
様式第1号 受講者負担	5	10万円未満	評価(5点満点)								
	4	15万円未満									
	3	20万円未満									
	2	25万円未満									
	1	25万円以上									
様式第2号 就職支援実績 <small>* 介護福祉士養成コース・保育士養成コース以外は正社員就職率とする</small>	5	就職率100%	評価(5点満点)								
	3	就職率90%以上									
	1	就職率80%以上									
様式第3号 施設設備	5	1訓練生あたり3.3㎡を超える	評価(5点満点)								
	3	1訓練生あたり3.3㎡程度確保されている									
	1	1訓練生あたり3.3㎡を下回る									
様式第4号 訓練実施体制・就職支援体制	2	訓練実施施設・事務・訓練責任者がそれぞれ別人を配置している	評価(5点満点)								
	1	訓練実施施設・事務・訓練責任者のうち兼務者が1人									
	0	訓練実施施設・事務・訓練責任者がすべて兼務している									
	3	就職支援体制が充実している(就職支援講師が常勤)									
	2	就職支援体制は標準的である(就職支援講師が非常勤で複数いる)									
	0	就職支援体制が不十分である(就職支援講師が非常勤)									
様式第5号 訓練指導体制	5	講師の指導経験の平均が10年以上	評価(5点満点)								
	4	講師の指導経験の平均が7年以上10年未満									
	3	講師の指導経験の平均が4年以上7年未満									
	2	講師の指導経験の平均が2年以上4年未満									
	1	講師の指導経験の平均が2年未満									
様式第8号 訓練カリキュラム <small>標準カリキュラムと比較して十分か</small>	5	専門的な人材育成のために十分なカリキュラムである	評価(5点満点)								
	3	専門的な人材育成のために標準的なカリキュラムである									
	1	専門的な人材育成のためには、不十分なカリキュラムである									
評価点合計(30点満点)											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">その他</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">加算点</td> <td style="width: 85%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">評価(2点満点)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">1~2</td> <td style="text-align: center;">特徴ある取り組みはあるか 仕様書に記載されていない有益な提案があるか</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			その他	加算点		評価(2点満点)	1~2	特徴ある取り組みはあるか 仕様書に記載されていない有益な提案があるか			
その他	加算点		評価(2点満点)								
1~2	特徴ある取り組みはあるか 仕様書に記載されていない有益な提案があるか										